

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月17日（平成30年（行個）諮問第144号）

答申日：平成30年12月3日（平成30年度（行個）答申第142号）

事件名：本人が特定病院に受診したことに伴う診療費請求内訳書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者が昭和57年特定月日に仕事中に負傷したことにより、特定市にある特定病院に受診したことに伴う診療費請求内訳書（負傷した月1ヶ月分）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月14日付け茨労発総0514第1号により茨城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 公金を使用して出金した書類を5年後破棄してもよいというのは納得がいきません。

イ 人道的観点から一律救済しなければならないと考えると書いてあるのでむじゅんしていると思いますが。

（2）意見書

ア 理由説明書3の2の所に診療費請求内訳書（レセプト）と書いてありますが

（ア）診療費請求内訳書

国の税金で支払った分と思っているので決済文書扱いで30年だと思っていました。

（イ）レセプト（カルテ）

病院で医師が診療を記録している物と思っていました。

(ウ) 診療費請求内訳書とレセプトは扱いが違うと思います。

イ 特別措置法で

(ア) 人道的観点から一律に救済しなければならないと考える。

(イ) (ア) に書いて有るのに救済しない方に行っているのはおかしい
と思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年5月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「開示請求者が昭和57年特定月日に仕事に負傷したことにより、特定市にある特定病院に受診したことに伴う診療費請求内訳書（負傷した月1ヶ月分）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年5月21日付け（同月22日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき
と考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者が昭和57年特定月日に仕事に負傷したことにより、特定市にある特定病院に受診したことに伴う診療費請求内訳書（負傷した月1ヶ月分）」である。

(2) 本件対象保有個人情報の保有について

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、本件対象保有個人情報である、診療費請求内訳書（レセプト）の保存期間及び、保存期間満了時の措置については、標準文書保存期間基準準則に規定されており、保存期間が5年、保存期間満了時の措置は「廃棄」とされている、とのことであり、文書保存期間が経過したため廃棄したとする原処分は妥当
であると考えます。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考
える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年8月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月19日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月1日 | 審議 |

⑤ 同月29日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者が昭和57年特定月日に仕事中に負傷したことにより、特定市にある特定病院に受診したことに伴う診療費請求内訳書（負傷した月1ヶ月分）」に記録された保有個人情報であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3(2)）において、おおむね以下のとおり説明する。

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、診療費請求内訳書（レセプト）の保存期間及び、保存期間満了時の措置については、標準文書保存期間基準準則に規定されており、保存期間が5年、保存期間満了時の措置は「廃棄」とされている、とのことであり、文書保存期間が経過したため廃棄したとする原処分は妥当であると考えます。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

茨城労働局においては、当時の文書管理規程は既に廃棄しており確認できなかったが、現行の文書管理規程を踏まえると、本件対象保有個人情報の保存期間は5年とされていたものと考えられる。

また、本件開示請求を受け、茨城労働局の倉庫等において本件対象保有個人情報の有無を確認したが、昭和時代のレセプトファイルは保管されておらず、本件対象保有個人情報は確認できなかったとのことであった。

(3) そこで、当審査会において、諮問庁から提示を受けた茨城労働局の現行の標準文書保存期間基準準則を確認したところ、レセプトの保存期間は5年とされていることが認められた。

そうすると、本件対象保有個人情報の保存期間が5年であったと考えられるとする諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、当該文書は既に保存期間が満了し、廃棄したとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

また、本件対象保有個人情報が記載されている文書の探索方法、範囲についても、不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、茨城労働局において本件対象保有個人情報を保有し

ているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、茨城労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子